

# 「はちのへ商工ニュース」チラシ同封サービス・利用申込要項

八戸商工会議所

1. 八戸商工会議所「はちのへ商工ニュース」チラシ同封サービス（以下、「当サービス」という。）は、八戸商工会議所（以下「当所」という。）が毎月1回発行する会報「はちのへ商工ニュース」に、会員事業所等の販促等に係るチラシ等を同封し、当所会員に周知を企図することで、相互の経営の発展に資することを目的に実施します。
2. 当サービスを利用する際の同封物の種類は、「チラシ」及び「パンフレット」のみとし、サイズはB5、A4、B4（2つ折り）、A3（2つ折り）、A4仕上げ巻き三つ折（A4、3枚分）とします。  
実施の公平と有効性を期するため、毎号1事業所1枚、最大5社までの受付とし、先着順とします。
3. 当サービスの利用は、原則として、当所会員に限らせていただきます。  
但し、当所会員であっても、当サービスの利用を希望する時点において、申込み当該年度も含め過去3カ年に亘り納付すべき会費の未納がある場合等は、利用をお断りします。  
なお、公的機関からの申し込みの場合や、会員以外で当所が同封を認めた場合など、例外的な申込みについては、料金加算も含めて別途協議の上決定します。
4. 当サービスに同封できるチラシ等は、責任の所在や掲載内容が明確であり、下記の事項に該当しないものに限ります。また、チラシに記載される連絡先は、原則、八戸市内とします。  
なお、次の条項に該当、当所が不相当であると認めた場合、当サービスは利用できないものとします。
  - ①公序良俗に反すること。
  - ②関係法律に反すること。
  - ③政治活動・宗教活動・社会問題に関するもの。
  - ④個人・団体等の意見広告を内容とするもの。
  - ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に掲げる営業に該当すること。
  - ⑥誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切である。
  - ⑦他の会員、消費者等に対し、不当な利益を与える恐れがあるもの。
5. 同封されたチラシ等の内容に関する責任は、その一切を利用者(広告主)に帰属します。  
当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。  
また、当サービスの利用に関する手続き事務は、当所並びに利用者の双方が誠意を持って対応するものとします。
6. 当サービスの基本利用料金（当所会員利用料金）は、次のとおりとします。  
なお、半年契約の場合は6回連続若しくは隔号で6回連続とし、年間契約の場合は毎号1年間同封とします。

チラシ等サイズ	1回	半年契約(6回)	年間契約(12回)
B5・A4判	40,000円	220,000円	400,000円
B4・A3判	70,000円	380,000円	700,000円

A 4 仕上げ巻き三つ折 (A 4、3 枚分)	100,000 円	550,000 円	1,000,000 円
----------------------------	-----------	-----------	-------------

※上記は消費税別の料金です。

※B 4 判、A 3 判は 2 つ折で、A 4 仕上げ巻き三つ折は A 4 判で納品して下さい。

7. 当サービスの申込は、同封希望月の前々月 1 日から前月 15 日（休日にあたる場合は、直前の平日、必着厳守）までといたします。
8. 同封するチラシ等の必要部数は、当所から利用者にご連絡致しますので各自ご準備いただき、当サービスの利用を希望する「はちのへ商工ニュース」発行月の前月末日（休日にあたる場合は、直前の平日）までに、当所またはちらしの同封委託業者に納品をお願いします。（残部は返却致しません。）  
なお、B 4・A 3 判のチラシ等は必ず 2 つ折の上、A 4 仕上げ巻き三つ折は A 4 判で納品をお願いします。
9. 当サービスのチラシ等の同封の順番については、順不同とさせていただきます。
10. 当サービスについて、当所に事前の連絡も無く、期日を過ぎてもチラシ等が納品されていない場合には、利用者の都合により当該月の利用をキャンセルしたものとします。  
また、この場合は、キャンセル料として当該利用料を請求させていただきます。
11. 当サービスの利用料金は、「はちのへ商工ニュース」発行後に当所から利用者へ請求致します。利用者は請求書に定められた期日までに入金をお願いします。  
なお、長期契約の場合は、契約終了後に当所から請求致します。
12. 当所の「はちのへ商工ニュース」は、毎月 10 日に会員企業他に発送しておりますが、諸般の事情等により発送が遅れる場合もあります。
13. この運用規定に同意し、当サービスの利用を希望する会員等は、申込書にチラシ等のサンプル 2 部を添えて、同封希望月の前月 15 日（休日にあたる場合は、直前の平日、必着厳守）までに、当所にて手続きを済ませてください。  
なお、申込み手続きは、前回同様の内容であっても、毎回必要になります。